

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年9月26日(木)  
10時00分～11時25分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階  
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者  
教 育 長 花 井 和 徳  
教育長職務代理者 鈴 木 茂 之  
委 員 渥 美 利 之  
委 員 安 田 育 代  
委 員 黒 柳 敏 江  
委 員 田 中 佐和子
- (職員)
- 学校教育部長 伊 熊 規 行  
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太  
学校教育部次長(教職員課長) 山 下 浩  
学校教育部参事(教育審議監) 梅 林 秀 弘  
学校教育部参事(健康安全課長) 花 嶋 徳 光  
教育総務課就学支援担当課長 野 田 志 保  
教育センター所長 犬 塚 智 春  
指導課長 野 秋 愛 美  
指導課教育総合支援担当課長 石 川 博 則  
市立高等学校校長 柳 本 佳奈子  
教職員課長補佐 鈴 木 勝 己  
こども家庭部長 金 原 栄 行  
幼児教育・保育課長 山 本 卓 司  
幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長 尾 田 淳
- (事務局職員)
- 教育総務課総務グループ長 田 代 智 成  
教育総務課副主幹 笹 ヶ 瀬 優
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり

6 会議録作成者 教育総務課 笹ヶ瀬 優

7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録  
録音の有無 無

## 8 会議記録

(教育長) 令和元年9月26日の浜松市教育委員会を開催する。  
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2名の方の傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は鈴木委員と黒柳委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

ただし、第40号議案については、非公開で行うため、報告事項も含め、予定するすべての議事の最後に審議する。

それでは、第38号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課長) 第38号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。議案は1ページから4ページ、議案の説明資料は5ページになる。

議案の概要は、新たに会計年度任用職員が制度化されることに伴い、臨時的任用職員であった者が引き続き正規職員または任期付職員として採用された場合、臨時的任用職員としての任用期間も期末勤勉手当算定に係る在職期間として参入するものである。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員が制度化されること及び地方公務員法第22条等に基づく臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、期末手当及び勤勉手当の支給に係る在職期間等について所要の整備を行うものである。

改正内容は、期末手当及び勤勉手当について、臨時的任用職員や教育委員会が定める会計年度任用職員であった者が引き続き正規職員または任期付職員として採用された場合、臨時的任用職員等の期間を算入して、期末手当及び勤勉手当の支給ができるようにするものである。

具体的には、令和2年12月2日から令和3年3月31日まで臨時的任用職員であった者が、令和3年4月1日付で正規職員として引き続き採用されたケースを例に説

明する。これまでは、令和3年6月1日を基準日とする期末勤勉手当の在職期間は臨時的任用職員のものとして4カ月の任用期間は含まれなかったが、改正後は、その期間も含まれるようになるものである。

なお、施行期日は令和2年4月1日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 現行制度の場合、令和元年度末まで臨時的任用職員であった者が、令和2年5月1日付で正規職員となった場合、期末勤勉手当算定に係る在職期間はどうか。

(教職員課長) 期末勤勉手当算定に係る在職期間は、令和2年5月1日から6月1日までの1カ月になる。

(黒柳委員) 今後は年度末に任用期間が一度切れることはないのか。

(教職員課長) 令和2年4月1日以降については、任用期間が一度切れることはない。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認することとする。

次に、第39号議案「浜松市立幼稚園園則等の一部改正について」幼児教育・保育課から説明をお願いする。

(幼児教育・保育課長) 第39号議案「浜松市立幼稚園園則等の一部改正について」説明する。議案は7ページと8ページ、議案の説明資料は9ページになる。

提案理由は幼児教育・保育の無償化に向けた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）の一部改正に伴い、浜松市立幼稚園条例の一部を改正したことを受け、浜松市立幼稚園園則等の一部改正を行うものである。

改正内容は、浜松市立幼稚園条例の一部改正に伴い引用条項の改正を行うもので、施行期日は、令和2年4月1日である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 報道で幼児教育無償化による影響なのか、他市の保育園の給食費の支払い方法で混乱が生じているとのことを耳にしたが、市内の幼稚園においてそのようなことは生じていないか。

(幼児教育・保育課長) 報道であったのは、保育園の給食費のうち副食について、これまで国と保護者が折半で負担していたものが、今後は全額保護者負担になることから多少の混乱が生じたと報道されたものである。幼稚園の給食費については、主食も副食も全額保護者負担であったことから、混乱は生じていない。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認することとする。

ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和元年度全国・東海中学校総合体育大会結果について (指導課)

イ 令和元年度浜松市立高等学校の部活動の状況について (市立高等学校)

(教育長) ここからは非公開案件を審議する。恐れいるが、傍聴者の皆様には、ご退席をお願いする。

第40号議案 教職員の人事について ※非公開

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。